

地方税制のあり方等を巡る論議の状況

(神奈川県総務部税務課作成)

区分	新地方分権構想検討委員会 「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」 平成18年5月8日	税制調査会 「平成18年度の税制改正に関する答申」 「平成17年度の税制改正に関する答申」 平成17年11月及び平成16年11月	地方制度調査会 「地方税財政のあり方についての意見」 平成16年11月8日	地方財政審議会 「平成18年度地方財政についての意見」 平成17年12月12日	産業構造審議会新成長政策部会 「新経済成長戦略中間とりまとめ(案)」 平成18年3月29日
所得課税	<ul style="list-style-type: none"> 地方税(特に都道府県税)の特徴は、住民が負担する<u>個人住民税や地方消費税といった居住地課税の比重が低く、法人所得課税の比重が高い。</u> 個人住民税の一層の充実強化を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 応益課税としての税の性格の明確化や偏在性の少ない地方税体系の構築を進める観点から、個人住民税所得割の10%比例税率化による所得割から個人住民税への税源移譲によるべきである 所得割から個人住民税への税源移譲に伴う交付法定率分の減少については、確実な補てん措置を講じるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税については、3兆円の税源移譲による10%比例税率化により応益的な税の性格が強まるため、政策的な特例措置の創設は行うべきではなく、既存の措置についても速やかに廃止を含めて見直すべきである。定率減税についても、景気動向改善されていることから、平成18年度税制改正において、残りの2分の1についても廃止することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担を明確化すべき。 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化し、所得税については、所得再分配機能を適切に発揮させるように、より累進的な税率構造を構築する。 定率減税は、経済状況を見極め、廃止すべきである。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲による地域間の財政力格差の問題については、地方交付税により適切な対応を図るべきであるが、税制面においても<u>経済活動の実態に即した税収帰属を図る観点から法人事業税の分割基準の見直し、地方譲与税の譲与基準の見直し等を通じた財源の均てん化を検討すべきである。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> <u>法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況がなく、また、国際競争力維持の観点から、当面、現在の水準を維持することが適当である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地方法人所得課税は偏在性や景気変動による不安定性により、地域経営の自立的・安定的な財源として適さないばかりか、税負担の水準は国際的に高く、応益負担の範囲を超えている。企業の国外流出を防ぎ、企業を呼び込み地域を活性化する観点からマイナス要因である。 地方法人所得課税の撤廃を含め抜本的な見直しが必要である。
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> 消費税については、対人サービスに<u>応益的に対応した居住地課税</u>であり、景気変動による伸張性が小さく、地域偏在性が少ないことから、<u>国と地方が等しく分け合うことが必要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築する上で重要である。今後の税体系構築にあたっては、国民の理解を得る努力を払いつつ、<u>消費税率を引き上げることが必要である。</u> 消費税率が二桁になる場合は、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となるが、制度の簡素化、経済活動の中立性の確保、事業者事務負担、税務執行コストの観点から極力単一税率が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国より負担水準が低い個人所得課税や消費課税において、<u>定率減税の縮小・廃止、中期的な視点に立った消費税・地方消費税の税率引上げ等の税収増加対策</u>に取り組むことが是非とも必要であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方歳入に占める地方税の割合をさらに高め、当面は5割を目標とし、諸外国にくらべて国民の税負担が低い水準にとどまっている消費税や個人所得課税を中心にさらなる地方税の充実を図って行くべきである。 税源偏在の縮小にさらに積極的に取り組む必要があることから、<u>地方消費税などの偏在性の低い地方税の充てんを図ることが重要である。</u> 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>地方交付税</u>」を「<u>地方共有税</u>」とし、<u>自らの財源を他の自治体のために融通しあい、全ての自治体が国に依存せず、住民に対し一定水準の行政サービスを提供するセーフティネットとしての性格を持つものであることを明確にするため、法定率の見直し、特別会計への直入及び特例加算・特別会計借入の廃止などを、地方行財政会議(仮称)で検討。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地方法人課税小委員会報告(平成11年7月)では、<u>地方法人課税について、企業努力を阻害しない環境を整え、税収の安定化、応益課税としての税の性格の明確化、及び税負担の公平化等の観点から産業基盤整備のみならず、地域に根ざした生活機能、環境、文化等の固有の文化資源を活かしつつ、経済活動の活性化を図るための行政サービスを提供し、その成果に応じて安定的に税収が増加する関係を築いていくことが望ましいとした。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について(平成17年12月9日)において、歳出面では国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面では地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を選択できるように地方税中心の歳入体系を構築することを目指して、さらなる地方税財政制度の改革に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定財源制度は、受益と負担の関係を明確にできるが、資源配分の硬直化をもたらす恐れがある。政府・与党合意において一般財源化を図ることが前提とされことから、道路特定財源の実質的な国・地方の配分状況に留意し、地方財源の充実の観点から地方への配分割合を高めるべきである。 	

区分	自由民主党税制調査会 「平成18年度税制改正大綱」他 平成17年12月15日	(社)日本経済団体連合会 「歳出入一体改革に関する中間とりまとめ」～スリムで強靱な政府の構築を 求める～平成18年4月18日	新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨 調)知事・市町村連合会議 「真の三位一体改革の実現に向けて」 (緊急提言)平成17年11月7日	東京都税制調査会 「平成17年度東京都税制調査会答申の概 要」 平成17年11月24日	
所得	個人	<ul style="list-style-type: none"> 所得税においては、所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在性の縮小といった観点を重視し、個人所得課税の税率構造の改革を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政自立改革(三位一体改革)提言第4弾(平成17年7月8日)において、3兆円という限られた規模であるが、所得税から個人住民税への基幹税による税源移譲を決断したことは一定の前進と受け止めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得課税については、個人の活力発揮と負担の公平性の観点に立った見直しが必要。 社会保障と税を通じた共通番号による一元的なシステムづくりに取り組むべき。 課税の簡素化、二重課税の排除、損益通算促進の観点から、金融所得課税の一体化を推進すべき。世代間の不公平の是正や機会の平等を図る観点から、相続税についても見直すことが求められる。 	
課税	法人	<ul style="list-style-type: none"> 「税制改正検討項目案調べ(概要)」において、総務部会では、「地方法人課税の充実確保」を検討項目として挙げており、経済産業部会においては、「<u>地方法人課税の国税への集約化及び地方歳入への配分について</u>」検討項目として挙げている。 		<ul style="list-style-type: none"> 地方における法人所得税については<u>国に集約するなどして段階的に廃止すべきである。</u> 本来の意味での課税自主権は、住民が選挙権の行使により行政サービスの水準とそれに見合った負担を選択することによって発揮されるべきもので、<u>選挙権を持たない企業に対する超過課税や法定外税については慎重であるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 景気変動に応じて税収が大きく増減することは、法人所得課税の特徴である。 <u>税の理念を無視した分割基準の見直しは、税制を大きく歪めるものとなり、財政調整の目的で裁量的に操作することは地方の課税自主権を部分的に奪うことになり、一切行うべきではない。</u>
消費課税		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度を目途に、少子・高齢化社会における年金、医療、介護等の社会保険給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から<u>消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 公的部門のスリム化を図ってもなお、高齢化に伴う社会保障関係費の増加が避けられない一方、経済活力や国際競争の観点からは、企業や個人への直接税による税収増には限界がある。従って、今後は、幅広い世代が応分に負担することのできる消費税を重視していかざるを得ない。歳出削減を徹底して進める中で経済情勢や税率引上げの影響を十分見極めつつ、できるだけ早期に<u>消費税率を段階的に10%に引き上げていくべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期改革」として、消費税から地方消費税への税源移譲等、地方財政の自立につながる更なる改革を強力に推進すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 真の地方分権を実現するには、消費税から地方消費税への税源移譲が不可欠。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 「道路特定財源の見直しに関する基本方針」(平成17年12月9日 政府・与党合意)において、一般財源化を図ることを前提とし、歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を実施し、その理解を得つつ具体案を得る。 定率減税については、平成18年度においては、経済状況を踏まえ、廃止する。なお、今後の景気変動を注視し、政府・与党の決断により、その見直しを含めて経済状況に機動的・弾力的に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的には、地方交付税制度を抜本的に見直し、税源偏在を調整するための仕組みへと再編し、その規模も大幅に縮小すべきである。 各自治体地域経済活性化による税収増と徹底した歳出削減に一層取り組むよう促し、魅力ある地方の再生に資するものとすべきである。 <u>税源偏在の少ない地方消費税の拡充が進めば、地方交付税のもつ財政調整機能をさらに小さくすることが可能である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲に伴い財政力が拡大することから、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できる仕組みを確保するとともに、地方の自主・自立を促すために、地方交付税を国の政策誘導の手段として用いることは順次縮小し、なくしていくこと。 三位一体改革を真の地方分権を推進する改革として継続実施すべく、国と地方の協議の場等の法制化などを行い、定期的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民が自らの意思で税負担のあり方を決定すべく、地方税法で標準的な課税係数を定め、法定の範囲内で条例で課税係数を上下できるようにすべきである。 地域の施策課題を解決するために、地域に密着した固定資産税制の活用を容易にするように、柔軟な制度を目指す。 市町村が標準的な課税係数と異なる係数を条例で定めた場合は、自治体間の公平を保つために、財政調整が必要。 国の視点からのみの議論では、地方、国の税制度全体が歪められる。